

会員の声

神光一郎ほか. 歯科保健条例および歯科口腔保健法制定後の地域歯科口腔保健推進体制の実態について

日本公衆衛生雑誌. 2015; 62(6): 294~299. を読んで

ミヤタケ コウキチ
宮武 光吉

表題の報告を大変興味深く読みました。地域における公衆衛生活動の一環としての歯科口腔保健推進体制がようやく定着しつつあることが、良くとらえられていて、今後の継続的な検証・評価をすすめるための資料となることを、期待するとともに、さらなる資料の収集と分析をして頂きたいと思います。

ただ、この報告は「資料」として出されているところから、その背景に横たわっている諸問題への追及が不足していることは否めませんが、公衆衛生活動の一部として捉えるのなら、せめて次に掲げたような事項については言及することが必要ではないかと思います。

1. 「歯科口腔保健の推進に関する法律」と各地方自治体で制定されている「歯科保健条例」との法的関係性はどのようになっているのか。たとえば、法律で条例の制定を規定されているのかどうかといったことについて検討されたのかどうか。

2. 各地方自治体は、どのような目的、背景のもとに条例の制定をしたのか。またしていないのか。とくに、各自治体における歯科口腔保健の実態はどのようなものであり、また、それに対する公衆衛生的な施策はどのようにされてきたのか。

3. それらの動きの中で、各地域の歯科保健医療に関係する団体である、都道府県歯科医師会はどのようにその役割を果たしたのか、また果しえなかったのか。

なお、報告の中で、次の点は誤りまたは誤解を生じる恐れがあると思いますので、検討の上、必要があれば加筆・訂正されることを望みます。

1. p. 295 表1, 都道府県歯科保健条例の施行状況のうち、「調査時点で検討なし」とある東京都、福井県, については、いつの時点で、何を根拠にしているのかを明らかにする必要があるのではないのでしょうか。インターネットからの情報で「検討なし」と判断することは難しいのではないのでしょうか。

2. p. 296 表2, 2013年の項目中、新潟県*とありますが、前ページの表1 都道府県歯科保健条例の施行状況には、2008年に新潟県は、制定・施行されていることになっています。

3. p. 296 4-1) 口腔保健支援センターの設置状況のうち、設置している「市」については、どのようにして調査したのでしょうか。前ページのII 研究方法 には都道府県については資料や情報の入手方法が示されていますが、市町村についての言及はなされていません。

4. p. 298 表7 都道府県歯科口腔保健関連予算の状況(歯科保健条例制定前後の比較)については、制定されていない都道府県についてはどうかを示すことにより「条例」制定前後の比較がより明確になるのではないのでしょうか。なお、都道府県については、補正予算に計上されることがよくあることなので、当初予算だけで判断するより、むしろ「決算」により比較する方が、実態に合っているのではないかと思います。常識的には「条例」制定後に、予算が「減少」しているのは疑問があるので、どの県が該当するのかを示して頂きたいと思います。

(受付 2015. 8.12)
採用 2015. 8.27)

会員の声

歯科保健条例および歯科口腔保健法制定後の 地域歯科口腔保健推進体制の実態について

ジン コウイチロウ カワサキ ヨウジ ドイ タカシ
 神 光一郎* 川崎 弘二* 土居 貴士*
 ウエネ マサコ カンバラ マサキ*
 上根 昌子* 神原 正樹*

本誌に掲載された資料¹⁾に対して適切な御指摘ならびに御示唆を「会員の声」へのコメントとして頂きましたことに心より感謝申し上げます。

わが国の歯科口腔保健を取り巻く状況は、ここ数年で大きな変動が見られます。その原動力となっているのは地方自治体の歯科口腔保健の基盤整備に係る積極的な取り組みであることは疑う余地がありません。その変化の状況把握に関してはいくつかの研究論文でも論じられてきています^{2~4)}。当該資料を投稿した意図は、自治体の歯科口腔保健推進体制の変動状況をリアルタイムに読者に伝えたいとの思いが強かったことにありますが、本研究では、これらの地域歯科口腔保健情報を地域住民の目線でどこまで把握可能なのかを検証することにも着目したいとの考えがありましたので、関連データの収集をインターネットおよび歯科保健条例に関する文献の引用に限定したところです。

御指摘いただいた都道府県歯科保健条例の施行状況の把握については、調査時点である2014年12月1日現在でアクセスした都道府県ホームページ上の掲載情報の他、都道府県議会ならびに都道府県が設置している歯の健康づくり関連部会等の議事録、歯科保健担当部署の予算資料や年度評価資料など周辺データの取得から判断可能でしたが、表2に記載のある「新潟県」、ならびに記載のない「大阪府」については著者の記載誤りでした。また、口腔保健支援センターの設置状況については、都道府県および市町村のホームページをすべて確認し、その設置の有無を確認することができました。ただ御指摘のとおり、市町村口腔保健支援センターに関する情報の入手方法についての記載が研究方法にされておりました。改めて別紙のように訂正いたします。

また、都道府県歯科口腔保健関連予算の状況把握に当たっては、歯科口腔保健関連予算の性状から補正予算に組み込まれることが多く、著者においても補正予算に計上されている額あるいは決算額の把握に努めましたが、インターネット上の都道府県関連情報では入手が困難な都道府県も多数あることが明らかとなり、唯一全都道府県の予算情報として入手できた当初予算額と比較検討を行いました。今回御指摘いただいた条例制定前後での予算額の増減につ

いては、著者の仮説においても減少する都道府県は存在しないのではないかと、この結果を期待したところですが、当初予算額の比較では結果で示したとおり条例制定後予算額が減少傾向を示した都道府県も存在する結果となりました。条例制定後の予算額の減少については、田口らの研究報告でも示されています⁵⁾。しかしながら、条例制定前後あるいは条例制定の有無による歯科口腔保健関連予算額の実状を検討するにあたり、補正予算を含めた歯科口腔保健に係る総予算額で比較・判断することが実態に合っているのではないのかとの御指摘は、著者においても理解しているところです。本論文で「予算額が減少した」県を明示することにより、当初予算額のみを検討でマイナスイメージを読者に与えてしまうことは避けるべきであり、今後の研究により総予算額の実態が正確に把握できた時点で明らかにすることが本筋であると考え、本論文ではあえて該当県名の明示を避けていることをご存知ください。

当該資料において情報収集を行った2014年12月1日から早や1年が経過しようとしています。地方自治体における地域歯科口腔保健の推進体制は、現在も時の経過とともに着実に整備されてきています。当該資料の考察においても触れていますが、今回御指摘いただいたように、地域歯科口腔保健の推進体制ならびにその影響について論じるためには、単なる現状資料の収集に留まらずその背景にある諸問題への追及や継続的なデータ入手が必要不可欠であると考えます。そのためには、データ入手の方法として、地方自治体からの公衆衛生情報など地域住民の利用に資する情報提供がまだ不十分であるとされるインターネット情報の収集による分析ではなく、都道府県ならびに市町村の歯科保健担当者への直接的なデータ照会など、データの入手方法について検討し、今後さらなる継続的な検証を行っていきたいと考えています。

(受付 2015.11.10)
 採用 2015.12. 7)

文 献

- 1) 神光一郎, 川崎弘二, 土居貴士, 他. 歯科保健条例および歯科口腔保健法制定後の地域歯科口腔保健推進体制の実態について. 日本公衆衛生雑誌 2015; 62(6): 294-299.
- 2) 上条英之. 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要と法律に基づくこれからの展開. 口腔衛生学会雑誌 2012; 62(1): 2-13.
- 3) 竹内研時, 相田 潤, 岩城倫弘, 他. 都道府県歯科保健条例の記載事項の比較. ヘルスサイエンス・ヘルスケア 2011; 11(2): 72-77.
- 4) 地域における歯科保健推進条例と歯科口腔保健法: 「8020」の実現に向けて 歯科保健推進条例の広がり今後の展望. 保健医療科学 2011; 60(5): 366-372.
- 5) 田口千恵子, 有川量崇, 後藤田宏也, 他. 歯科保健条例制定が歯科保健政策に及ぼす影響. 日本歯科医療管理学会雑誌 2013; 48(1): 72-79.

* 大阪歯科大学口腔衛生学講座
 責任著者連絡先: 〒573-1121 大阪府枚方市楠葉花園町 8-1
 大阪歯科大学口腔衛生学講座 神光一郎